**宝寿会指定居宅介護支援事業所運営規程**

第1章　事業の目的と運営の方針

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人宝寿会が開設する宝寿会指定居宅介護支援事業所（以下、「事業者」という。）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第２条　事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。

２　事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

３　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

４　事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

５　事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

６　事業者は指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

（事業所の名称及び所在地等）

第３条　事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　宝寿会指定居宅介護支援事業所

二　所在地　岩手県花巻市石鳥谷町上口一丁目3番地3

第2章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第４条　従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　　　　　　　１名（常勤）

　　指定居宅介護支援事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援を提供します。

二　主任介護支援専門員　２名

　　当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し計画的に研修を実施します。

　　法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保するとともに、自らも居宅介護支援を提供します。

三　介護支援専門員　　　１名以上（常勤１名以上）

　　居宅介護支援を提供します。

第3章　営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

一　営業日　　月曜日から金曜日までとします。ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。

二　営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとします。

三　電話等により、24時間常時連絡・相談が可能な体制とします。

第4章　同意と契約

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第６条　事業者及び従業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第７条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

第5章　サービスの提供

（居宅介護支援の内容と提供方法等）

第８条　居宅介護支援の内容は次のとおりです。

一　要介護認定等の申請に係る援助を行います。

二　相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。

三　居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。

四　利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。

五　利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。

六　サービス担当者会議等は、原則として利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。

七　指定居宅サービス事業者及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第９条　指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

２　事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第10条　指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

２　指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等については、理解しやすいように説明を行います。

３　居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにします。

４　居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるように努めます。

５　事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成にあたりサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

６　介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、その結果に基づき利用者と家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案し、居宅サービス計画の原案を作成します。

７　介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めます。

８　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案において指定居宅サービス等を保険給付の対象として区分した上で、その内容を説明し、文書により利用者や家族からの同意を得て、交付し、指定居宅サービス事業者等に対して計画の提出を求めます。

９　居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者への継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又や薬剤師に提供します。

10　居宅介護支援専門員は、実施状況の把握にあたっては特段の事情がない限り少なくとも一月に一回利用者の居宅を訪問し利用者へ面接し、少なくとも一月に一回その結果を記録します。

11　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出します。また、指定居宅介護支援事業所で作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費において、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出します。

12　介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画書を主治の医師等へ交付します。

13　居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにします。

14　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与・特定福祉用具販売が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。

15　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。

（提供拒否の禁止）

第11条　事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒みません。

（通常の事業実施地域）

第12条　通常の事業の実施地域は、花巻市・紫波町の区域とします。

（サービス提供困難時の対応）

第13条　利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じます。

（身分を証する書類の携行）

第14条　事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導します。

（利用料及びその他の費用）

第15条　居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとします。

２　事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

４　事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとします。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第16条　事業者は、毎月岩手県国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出します。

２　事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、岩手県国民健康保険団体連合会に対して提出します。

（利用者に関する市町村への通知）

第17条　事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又受けようとしたとき。

第6章　従業者の服務規程と質の確保

（従業者の服務規程）

第18条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規程、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務にあたっては、常に以下の事項に留意します。

一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。

二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（従業者の質の確保）

第19条　事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

（個人情報の保護）

第20条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に即し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第7章　その他

（勤務体制等）

第21条　事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

（ハラスメント防止）

第22条　事業者は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（記録の整備）

第23条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存するものとします。

（苦情処理）

第24条　事業者は、利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

（ハラスメント処理）

第25条　事業者は利用者又はその家族からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。

（事故発生の対応）

第26条　介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（虐待防止に関する事項）

第27条　事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。

二　虐待防止のための指針の整備。

三　虐待を防止するための定期的な研修の実施。

四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

五　事業者はサービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとします。

（業務継続計画の策定等）

第28条　事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

２　事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（衛生管理等）

第29条　事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

一　事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

二　事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三　事業者において、介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体的拘束等の適正化）

第30条　事業者は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（掲示）

第31条　事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

２　事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け又は電磁的記録を供覧し、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

３　事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

（電磁的記録等）

第32条　事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（その他）

第33条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の代表者と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

　　この規程は、平成12年4月1日から施行するものとします。

附則

　　この規程は、平成12年9月1日から施行するものとします。

附則

　　この規程は、平成21年4月1日から施行するものとします。

附則

　　この規程は、平成25年1月1日から施行するものとします。

附則

　　この規程は、平成27年4月1日から施行するものとします。

附則

　　この規程は、令和6年4月1日から施行するものとします。

附則

　　この規程は、令和7年4月1日から施行するものとします。